

みなと工業会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、西区及び中区を中心とした工業、これに関連する産業を営む事業所が互に連携を図り、これらの産業をめぐる諸問題に共同の力で対処し、もってその存立基盤の強化を推進するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は「みなと工業会」と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を横浜市中区内におく。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供及び経営、金融その他の相談
- (2) 関係官庁との情報及び意見の交換
- (3) 関係諸団体との連絡及び調整
- (4) 関係官庁への諸手続の代行
- (5) 関係官庁への陳情、提案等
- (6) 良好な生産環境を維持及び保全するための諸事業
- (7) 道路の整備等工業立地基盤整備の促進のための諸事業
- (8) 会員、従業員等の福利厚生の充実を図るための諸事業
- (9) 経営、労働問題等に関する講演会、研究会の開催
- (10) 会員間の受発注の斡旋
- (11) 会員への求人、求職情報の提供
- (12) 会員間の親睦を図るための事業
- (13) 地域社会との融和及び地域社会貢献に関する事業
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 西区及び中区を中心とした工業、これに関連する産業等の事業所を有する法人又は個人で本会の目的に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員 西区及び中区を中心とした事業所を有する法人若しくは個人又は団体で本会への賛助を目的として入会したもの。

(3) 特別会員 正会員又は賛助会員で当会の活動に尽力し、個人として引続き当会の活動に賛同し入会したもの。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2. 会費は別に定める会費規定による。

(退 会)

第8条 会員を退会しようとするときは、退会届出書にその旨を記載し、会長に届け出なければならない。

(2) 会員が1年以上会費を滞納した場合は退会とする。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6人以内
- (3) 理事 15人以上 30人未満
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び会計は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代認し又は代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 会計は本会の経理に関する事務を処理する。
- 5 監事は財務の状況及び理事の会務の執行を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(顧問・相談役・参与)

第13条 本会に顧問、相談役及び参与をおくことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員をおくことができる。
- 3 事務局長その他の職員は会長が任免する。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は毎会計年度終了後2か月以内に、会長が召集し開催する。
- 4 臨時総会は理事会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、会長が召集し開催する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席を持って成立する。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員を選任

- (4) 会則の変更
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、会員の過半数の同意をもって決する。

- 2 総会における表決権は、会員各一票とする。

(総会における代理表決等)

第20条 会員は、やむを得ない理由のため総会に出席することができないときは他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、表決を委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長が招集し開催する。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第23条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決事項)

第24条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第25条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(専門部会)

第26条 会長は、第4条に規定する事業を推進するため、理事会の承認を得て専門部会をおくことができる。

- 2 専門部会は、委員若干人をもって構成する。
- 3 専門部会の設置は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第5章 会 計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

(経 費)

第28条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第6章 雑 則

(委 任)

第29条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

付 則

1. この会則は、昭和58年11月21日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、設立の白から昭和60年3月31日までとする。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、設立の日から昭和59年3月31日までとする。
4. この会則は、平成27年5月14日から施行する。

みなと工業会 会費規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、みなと工業会の会費の種類、額、納入、其の他会費に関し要な事項を定めるものとする。

(会費の種類等)

第2条 会費は、通常会費及び臨時会費の2種とする。

2. 通常会費は、正会員が納入する正会員会費、賛助会員が納入する賛助会員会費、特別会員が納入する特別会員会費とする。

3. 臨時会費は、必要に応じ理事会の承認を得て会長が徴収する。

(通常会費の額)

第3条 前条第2項に規定する通常会費の額は、別表の通りとする。

(通常会費の納入)

第4条 通常会費の納入は、次によるものとする。

(1) 納入期限 毎年 第1回(上半期) 5月末日

第2回(下半期) 11月末日

(2) 銀行振り込み若しくは銀行自動振込み又は事務局直接払い。

(3) 指定金融機関 横浜銀行本店 普通 No. 0361566

横浜信用金庫本店営業部 普通 No. 0301357

口座名義人 みなと工業会会長名

(既納会費の処理)

第5条 既納会費は、一切これを返還しないものとする。

(委 任)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て定める。

付 則

1. この規定は、昭和58年11月21日から施行する

2. この規定は、平成27年5月14日から施行する

(通常会費の納入)

通常会費の納入額は下記の別表の通りとする。

会員の種類	従業員数	月 額
正会員	9人以下	2,000円
	10人以上29人以下	3,000円
	30人以上49人以下	3,500円
	50人以上99人以下	4,000円
	100人以上	5,000円
賛助会員		2,500円以上
特別会員		2,000円

1. 正会員会費の額の基礎となる従業員には、パートを含むものとする。

2. 従業員は、毎年4月1日における在職従業員とする。